

新型コロナウイルス感染症への対応方針について 社会体育施設等の利用のお知らせ

(令和3年2月4日 更新)

国の緊急事態宣言延長をうけ、引き続き、学校開放施設、社会体育施設等の**新規の受付**を停止させていただきます。

利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

- ◆ **対象施設**：中央公民館、下宮地区公民館、生涯学習館、
小・中学校（グラウンド、体育館）、
ごうど中央スポーツ公園（テニスコート、多目的グラウンド、野球場等）、
西座倉スポーツ公園（テニスコート、グラウンド）、
下宮テニスコート、町民体育館（剣道場・卓球場・競技場）

- ◆ **期 間**：緊急事態宣言が解除されるまで

《お問い合わせ先》

- 社会体育施設、学校開放施設、下宮地区公民館について

神戸町教育委員会 生涯学習課 電話：0584-27-0182

- 中央公民館、生涯学習館について

神戸町教育委員会 中央公民館 電話：0584-27-7321